

第3章 労働組合の資格審査等

第1節 資格審査の概況

1 新規係属件数

令和5年中に全労委に係属した新規係属件数は449件で、4年に比べ13件減少した。

新規係属件数を事由別にみると、不当労働行為の救済申立てに伴うものが285件で、4年に比べ41件増加している。なお、全体に占める割合は63%となっている。（第40表及び巻末統計表第20表参照）

第40表 資格審査新規係属事由別件数及び構成比率（全労委）

（単位：件、%）

区 分		件数					構成比率				
事項	年	元	2	3	4	5	元	2	3	4	5
新規係属件数		492	575	479	462	449	100	100	100	100	100
内 訳	委員推薦	124	168	128	173	121	25	29	27	37	27
	不当労働行為	325	344	298	244	285	66	60	62	53	63
	法人登記	40	56	47	38	37	8	10	10	8	8
	総会決議	3	4	6	2	6	1	1	1	0	1
	協約拡張適用	0	3	0	5	0	-	1	-	1	0

このほか、委員推薦が121件で52件の増加、法人登記に伴うものは37件で1件の減少、総会決議に伴うものが6件で4件増加している。

そのうち、中労委における新規係属件数は50件で、全て不当労働行為の再審査申立てに伴うものとなっている（巻末統計表第22表参照）。

2 審査

令和4年からの繰越件数498件、新規係属件数449件の合計947件のうち、適格決定257件、取下又は打切186件、不適格0件で合計443件が終結し、504件が6年に繰り越された（巻末統計表第20表参照）。

適格決定がなされた257件の内訳は、委員推薦に伴うもの116件、不当労働行為救済申立てに伴うもの105件、法人登記に伴うもの31件、総会決議に伴うもの5件、労働協約の拡張適用に伴うもの0件となっている（巻末統計表第21表参照）。

そのうち、労委規則第24条に基づき要件補正の勧告をしたものは2件である（巻末統計表第22表参照）。

第2節 労調法第37条違反被疑事件

労調法第37条違反被疑事件（公益事業の争議行為の予告違反被疑）についてみると、前年からの繰越しはなく、令和5年の新規係属が1件あり、同年中に処罰請求を行わないことが決定された（巻末統計表第23表参照）。

第3節 労働協約の拡張適用

労組法第18条に基づく労働協約の拡張適用についてみると、中労委においては前年からの繰越しが1件あり、下記のとおり審議され、令和5年に終結した（巻末統計表第24表参照）。

1 小委員会における審議

（小委員会における審議）

ヤマダホールディングスユニオン及びU Aゼンセン デンコードーユニオンが、令和4年5月13日付けで、株式会社ヤマダデンキ及び株式会社デンコードーと締結した「年間所定休日に関する労働協約」（以下「本件協約」という。）に関して、同年7月29日付けで行った拡張適用の決定を求める申立てについて、引き続き小委員会における審議が行われた。

小委員会は、令和4年10月19日から令和5年1月25日まで6回（令和5年には2回）開催され、協約当事者である組合、使用者等からヒアリングを行うなどして事実関係の調査が行われ、その結果を踏まえて、本件申立てが労組法第18条に規定する要件等を満たすかどうか等について慎重に審議が行われた。

（小委員会報告書）

令和5年1月25日の小委員会において、小委員会の調査審議の結果が報告書としてとりまとめられた。小委員会の判断として、(1)労組法第18条第1項に規定する要件について、①「一の地域」は、本件協約の適用地域である青森県全域、岩手県全域及び秋田県全域とすること、②本件協約の定める「大型家電量販店の無期雇用フルタイム労働者」を「同種の労働者」として問題ないこと、③「同種の労働者」の「大部分」が本件協約の適用を受けていること、④本件協約は、「一の労働協約」に該当すること、(2)本件協約の拡張適用を行うことは妥当であること、(3)拡張適用の期間は、令和5年6月1日から令和7年5月31日までとすべきであること、などが記載されている。

なお、報告書の末尾には、小委員会の議論の過程で、使用者委員から、本件協約の拡張適用に関し、「全国展開する大型家電量販店で原則全国同一労働条件で運営している企業において、東北三県（青森県、岩手県及び秋田県）というエリアを設定し、地域的拡張適用をすることは、法第18条の適切な適用か。当該地域における企業間競争のコントロールや新規参入排除のための利用を懸念する。」などとする意見があった旨が記載されている。

2 総会における審議及び決議

小委員会報告書に基づき決議（案）が作成され、令和5年2月1日の第1842回定例総会に小委員会報告書とともに提出され、同総会において審議の上、提出された決議（案）のとおり決議が行われた。

決議における主文は次のとおりである（別紙省略）。

主文

令和4年5月13日付けでヤマダホールディングスユニオン及びU Aゼンセンデンコードーユニオンと株式会社ヤマダデンキ及び株式会社デンコードーとの間で締結された別紙「年間所定休日に関する労働協約」は、下記により拡張適用することが適当である。

1 適用する労働協約の条項

別紙「年間所定休日に関する労働協約」第2条から第8条までの各条項

ただし、第8条第1項中「2022（令和4）年6月1日から2025（令和7）年5月31日までの3年間」とあるのは「令和5年6月1日から令和7年5月31日までの間」と、同条第2項中「2022（令和4）年6月1日」とあるのは「令和5年6月1日」とする。

2 適用する地域

青森県全域、岩手県全域及び秋田県全域

3 適用する使用者及び労働者

2に記載する地域内において、別紙「年間所定休日に関する労働協約」第2条（2）に定める「大型家電量販店」に該当する店舗を営む事業主及び当該事業主に雇用される労働者のうち、同条（6）に定める「適用対象労働者」に該当する者

4 拡張適用の期間

令和5年6月1日から令和7年5月31日まで

3 厚生労働大臣の決定・公告

厚生労働大臣は、中央労働委員会の決議を受けて、令和5年4月11日に官報に公告し、労働協約の拡張適用の決定を行った。